





並びに会計及び会計の監査に関すること。

十一 物品の取得及び管理に関すること。

十二 特別調達資金の經理に関すること。

十三 監察に關すること。

十四 涉外事務に關すること。

十五 合衆国軍協定第十八条及び國連軍協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関するこ

十六 合衆国軍協定第十八条第五項(回)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

十七 相互防衛援助協定附属書G 第二項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する需要の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

十八 駐留軍のための物品及び役務(工事及び労務を除く。)の調達に関すること。

十九 駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関するこ

二十 駐留軍等による又はその他の物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関するこ

二十一 連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関するこ

二十二 前各号に掲げるもののほか、防衛施設厅の所掌事務で他

の部の所掌に属しないものに關すること。

(施設部の所掌事務)

第四十五条 施設部においては、次

の事務をつかさどる。

一 自衛隊の施設の取得及び自衛隊の施設に供される行政財産の管理に関する事務。

二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供に関する事務。

三 駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関する事務。

四 相互防衛援助協定附属書G 第二項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する不動産及び備品の調達、提供及び管理に関する事務。

五 自衛隊法第一百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事務。

六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十六号)第一條の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事務。

七 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)第一條第一項の規定による損失の補償に

(建設部の所掌事務)

第四十六条 建設部においては、次

の事務をつかさどる。

一 建設工事の実施に関するこ

と。

二 防衛の用に供する施設の工事に関する調査及び研究に関するこ

と。

三 駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(以下「駐留軍等労務者」という。)の雇入れ、提供、解雇及び労務管理に関する事務。

四 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

五 駐留軍等労務者の給与に関する事務。

六 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

七 駐留軍等労務者の給与に関する事務。

八 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

九 駐留軍等労務者の給与に関する事務。

十 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

十一 駐留軍等労務者の給与に関する事務。

十二 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

十三 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

十四 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

十五 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

十六 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

十七 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

十八 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

十九 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

二十 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

二十一 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

二十二 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事務。

機関とする。

一 駐留軍の使用に供する不動産及びこれに附属する動産の評価

合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の規定による損失の補償

三 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の規定による損失の補償

四 中央調達不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)第十二条第二項の規定による内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができる。

五 委員は、非常勤とする。

六 中央調達不動産審議会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

七 会長は、会務を総理する。

八 前各項に定めるもののか、中央調達不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他中央調達不動産審議会に關する必要な事項は、政令で定める。

(被害者給付金審査会)

第九条 被害者給付金審査会の権限、組織その他の事項について

は、連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の定めるところによる。

(防衛施設局)

第十一条 防衛施設局は、防衛施設局の所掌事務を分掌する。

(名称、位置、管轄区域及び内部組織)

第十二条 防衛施設局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

(所掌事務)

第十三条 防衛施設局は、防衛施設局長官の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(附屬機関)

第十四条 防衛施設厅に、附屬機関として、中央調達不動産審議会

第五十条 中央調達不動産審議会は、防衛施設厅長官の諮問に応じ、次に掲げる事項について基準

名 称	位 置	管 辖 区 域
札幌防衛施設局	札幌市	北海道
仙台防衛施設局	仙台市	青森県 岩手県 宮城县 秋田県 山
東京防衛施設局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千

横浜防衛施設局	横浜市	神奈川県 山梨県 静岡県
名古屋防衛施設局	名古屋市	愛知県 三重県 石川県 福井県 岐阜県
大阪防衛施設局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 香川県 愛媛県
福岡防衛施設局	福岡市	福岡県 宮崎県 島根県 岡山県 広島県 長崎県 熊本県 大分県 熊本県
		鳥取県 島根県 岡山県 広島県 長崎県 熊本県 大分県 熊本県

- 2 防衛施設局の内部組織は、総理府令で定める。  
 (附屬機関)
- 第五十五条 防衛施設局に、附屬機関として、地方調達不動産審議会を置く。
- 2 地方調達不動産審議会は、防衛施設局の管轄区域内における第五十条第一項各号に掲げる事項について調査審議する機関とする。
- 3 地方調達不動産審議会は、委員三十人以内で組織する。
- 4 委員は、関係行政機関の職員及び第五十条第一項各号に掲げる事項に關し学識経験のある者の中から、防衛施設局長が任命する。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 地方調達不動産審議会に、学識経験のある者の中から任命された委員の互選により、会長一人を選出する。
- 7 会長は、会務を総理する。
- 8 前各項に定めるものほか、地方調達不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他地方調達不動産審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊法の一部改正)

- 第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
- 「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「但書」を「ただし書」に改める。
- 第二条第一項中「航空自衛隊」の下に「並びに防衛施設庁(総務部)における調停官、労務部及び附屬機関を除く。」を加え、同条第五項中「第七条第一項に規定する職員」の下に「(防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、労務部及び附屬機関を除く。)」を加える。
- 第二条第一項中「航空自衛隊」の下に「並びに防衛施設庁(総務部)における調停官、労務部及び附屬機関を除く。」を加え、同条第五項中「第七条第一項に規定する職員」の下に「(防衛施設局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、支局その他の機関を置く。)」を加える。
- 2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総理府令で定める。
- (事務の委任)
- 第五十七条 防衛施設局長官は、防衛施設局の事務の一部を自衛隊の部隊若しくは機関を「自衛隊の部隊若しくは機関」を「自衛隊の部隊若しくは機関若しくは防衛施設局の地方支部分局」に改める。
- 第二十条第一項中「管制教育団」を削り、同条第六項を削る。
- 第二十条の七を削る。

第五十八条 防衛施設庁に、自衛官、事務官、技官その他所要の職員を置くことができる。

(防衛施設庁の職員)

第五十九条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の事務の一部を自衛隊の部隊若しくは機関を「自衛隊の部隊若しくは機関」を「自衛隊の部隊若しくは機関若しくは防衛施設局の地方支部分局」に改める。

第二十条第一項中「管制教育団」を削り、同条第六項を削る。

第二十条の七を削る。

- 第二十一条第一項中「保安管制気象団及び管制教育団」を「及び保安管制気象団」に改め、同条を第二十条の七とする。
- 第二十二条第一項中「保安管制気象団及び管制教育団」を「及び保安管制気象団」に改め、同条を第二十条の七とする。
- 第三十一条の見出しを「(任命権者及び人事管理の基準)」に改め、同条中「長官又はその委任を受けた者」の下に「(防衛施設庁の職員である隊員(防衛施設長官及び自衛官を除く。)については、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者)」を加え、同条に次の一項を加える。
- 2 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準は、

- 第四十条中「長官又はその委任を受ける者」を「第三十一条第一項の規定により隊員の退職について権限を有する者」に改める。
- 第四十四条第四項中「長官又はその委任を受けた者」を「第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者」に改める。
- 第四十八条の次に次の二項を加える。
- 2 第二十七条の二 隊員は、防衛施設長官により、その意に反して降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛施設長官に対して審査請求することができる。
- 2 防衛施設長官の委任を受けた者により隊員がその意に反して降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合における審査請求は、防衛施設長官に對して行なうものとする。
- 第六十一条第一項中「除く外」を「除くほか」に改める。
- 第六十六条第二項中「一万七千人」を「一万九千人」に改める。
- 第七十一条第四項を次のように改める。
- 4 第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他正當な事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合は訓練招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合においては、長官は訓練招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらのことによると認める場合においては、長官は訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

第八十八条第一項中「且つ」を「かつ」に改める。  
第九十条第一項第一号及び第二号中「使用する外」を「使用するほか」に改める。  
第九十二条第一項中「行使する外」を「行使するほか」に改める。  
第五百五条第一項中「訓練」の下に「及び試験研究」を加える。  
別表第一中「北海道札幌郡豊平町」を「札幌市」に改める。  
別表第三第七航空団の項中「宮城县桃生郡矢本町」を「埼玉県入間郡武藏町」に改め、同表中管制教育団の項を削る。

#### 附 則

(施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して十ヶ月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「左の」を「次の」に、「の外」を「のほか」に改める改正規定、防衛庁設置法第一条の改正規定、同法第五条の改正規定（各号列記以外の部分を改める部分に限る）、同法第七条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）及び同法第三十条の改正規定並びに第二条中「の外」を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法第六十六条第二項、第七十一条第四項、第八十八条第二項、第九十条第一項、第九十二条第一項、第五百五条第一項及び別表第一の改正規定並びに別表第三第七航空団の項の改正規定は、公布の日から施行し、第二条中自衛隊第四隊十八条の次に「一条を加える改正規定は、第一条中防衛施設庁の設置に係る規定の施行の日

(以下「防衛施設庁の設置の日」という。)において行政不服審査法（昭和二年法律第二号）がすでに施行されている場合にあつては防衛施設庁の設置の日から、防衛施設の設置の日において同法がまだ施行されていない場合にあつては同法の施行の日から施行する。

#### (調達庁設置法の廢止)

第二百二十九号。以下次項において「旧法」という。)は、廃止する。

3 旧法の施行の際同法附則第二項た  
だし書の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員となつた者に対する同法又は厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の規定の適用については、旧法附則第六項及び附則第七項の規定は、なおその効力を有する。

4 旧法の施行の際同法附則第二項た  
だし書の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員となつた者に対する同法又は厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の規定の適用については、旧法附則第六項及び附則第七項の規定は、なおその効力を有する。

5 この法律による改正後の防衛施設庁の設置の日から昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間はそれぞれ二十七万三千七百八十八人及び三千五百二十七人とし、昭和三十九年四月一日から昭和四十一年三月三十日までの間はそれぞれ二十七万三千六百四十八人及び三千四百五十七人とする。

6 防衛施設庁の施設に係る規定の施行の際現に調達庁の附屬機関である機関で防衛施設庁の相当の附屬機関となるものの委員である者は、防衛施設庁の相当の附屬機関の委員となるものとし、防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現に調達庁又は建設本部の職員である者は、別段の辞令を發せられない限り、防衛施設庁の職員となるものとする。

7 前項の規定により防衛施設庁の職員（一般職に属する職員を除く。以下次項において同じ。）となつた者は、（従前の調達庁の職員であつた者に限る。以下次項において同じ。）に係る休職处分又は同項の規定により防衛施設庁の職員となつた者に対する防衛施設庁の設置の日前に生じた事案に係る懲戒処分については、なお従前との例による。この場合において、當該事案について防衛施設庁設置の日以後懲戒処分を行なうこととなるときは、この法律による改正後の自衛隊法第三十一條第一項の規定により懲戒処分について権限を有する者が当該懲戒処分を行なうものとす

る。

8 第六項の規定により防衛施設庁の職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられているものの休職又は同項の規定により防衛施設庁の職員となつた者に対する防衛施設庁の設置の日前に生じた事案に係る懲戒処分については、なお従前との例による。この場合において、當該事案について防衛施設庁設置の日以後懲戒処分を行なうこととなるときは、この法律による改正後の自衛隊法第三十一條第一項の規定により懲戒処分について権限を有する者が当該懲戒処分を行なうものとす

る。

9 不利益処分等に関する経過規定

10 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれの法律の規定により調達庁長官又は調達局長に対しされている申請、不服の申立てその他の手続は、この法律による改正後のそれの法律の相当規定により防衛施設局長又は防衛施設局長がした処分又は手続とみなす。

11 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれの法律の規定により調達庁長官又は調達局長に対しされている申請、不服の申立てその他の手続は、この法律による改正後のそれの法律の相当規定により防衛施設局長又は防衛施設局長がした処分又は手続とみなす。

12 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

13 第百五十六条第七項中「（調達庁の機関を除く。）」を削る。

別表第三第一号（三の二）中「調

達庁設置法（昭和二十四年法律第二十九号）を「防衛施設法（昭和二十九年法律第一百六十四号）」に改め、同表同号（三の三）中「調達局長」を「防衛施設局長」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

14 国家公務員法の一部を次のように

いた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額に相当する俸給表、職務の等級及び俸給月額とする。この場合において、一般職の職員給与の等級にその者が属していた職務の等級にその者が属していた期間及びその者が受けている俸又は俸給月額をその者が受けている期間は、新たにその者が属することとなつた俸給月額をその者が受けることとなつた俸給月額をその者が受けける期間及び新たにその者が受けることとなつた俸給月額をその者が受けける期間に通算する。

（休職又は懲戒処分に関する経過規定）  
定）

15 法第二十一条の規定による審査の請求及び審査については、なお従前の例による。

16 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の日前に従前の法律による改正前の利害処分に関する国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）の規定による説明書の交付、審査の請求及び調達庁の職員に対し行なわれた不利益処分に関する国家公務員法（昭和二十九年法律第一百六十四号）に改め、同表同号（三の三）中「調達局長」を「防衛施設局長」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

第二条第三項第十六号中「調達庁の職員」を「防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の労務部に勤務する職員並びに中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会の委員」に改める。

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

書館	書館支部防衛厅	第一條の表中国立国会図書館支部書館
防衛施設厅	防衛厅	防衛厅
防衛厅	防衛厅	防衛厅
に改める。	に改める。	に改める。

(特別調達資金設置令の一部改正)  
特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第五条第一項及び第二項中「調達庁長官」を「防衛施設庁長官」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する

する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

本則中「調達局長」を「防衛施設局長」に改める。

第四条第一項中「調達庁長官」を「防衛施設庁長官」に改める。

（土地等の使用等の認定等に関する経過規定）

18 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により調達局長に対し行なわれた土地等の使用又は

國立国会圖書館  
國立国会圖書館文部防衛廳圖書館  
國立国会圖書館文部防衛廳圖書館  
國立国会圖書館文部防衛廳圖書館

を削り、「科学技術庁」を「科学技術防衛施設庁」に改め、同表の備考中「調達庁」を「防衛施設庁」に改める。  
（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）  
15　　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第二百一号）の一部を次のよう  
に改正する。

十七年法律第百七十四号)の一部を  
次のように改正する。

第九条第一項中「調達厅長官」を  
「防衛施設厅長官」に改める。  
(防衛厅職員給与法の一部改正)

20 第一条中「調達厅の職員」を「防  
衛施設厅の職員で一般職に属するも  
の」に改める。

(通商産業省設置法の一項改正)

21 通商産業省設置法(昭和二十七年  
法律第二百七十五号)の一部を次のよ  
うに改正する。

一 第九条第十三号中「調達厅」を  
「防衛施設厅」に改める。  
(国立国会図書館法の規定により行  
政各部門に置かれる支那図書館及び

19 収用の認定又は裁決は、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により防衛施設局長に対し行なわれた土地等の使用又は収用の認定又は裁決とみなす。

(日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政政令等の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部改

24 国防公議の権威等に関する法律案  
（昭和三十一年法律第六百六十六号）  
一部を次のように改正する。  
第一項中「第四十三条」を「第十三  
条」に改める。  
（国家公務員共済組合法の一部改  
正）

25 国家公務員共済組合法（昭和三十  
一年法律第六百六十六号）の一部を次  
のように改正する。  
第三項第一号ハを次のよ  
うに改める。

ハ 防衛施設庁に属する職員  
（自衛官を除く。）

第八条中「調達廳長官」を「防衛  
施設廳長官」に改める。  
(組合の権利義務の承継)  
防衛施設庁に所属する職員をもつ

その職員に関する法律の一部を改する法律の一部改正)  
22 国立国会図書館法の規定により政務部門に置かれる文部図書館及  
その職員に関する法律の一部を改  
する法律(昭和三十一年法律第四  
七号)の一部を次のよう改正す  
る。

附則第二項中「防衛庁図書館」  
下に「及び国立国会図書館文部防  
施設図書館」を加える。  
(接收不動産に関する借地借家臨時  
処理法の一項改正)

23 接收不動産に関する借地借家臨  
時処理法(昭和三十一年法律第百三  
八号)の一部を次のように改正す  
る。

(昭和二十四年法律第二百三十九号)に改め、同条第五号中「調達庁設置法」を「旧調達庁設置法」に改る。

第十三条第三項中「調達庁長官」に、「調達庁設置法第九条第三号」を「防衛施設廳長官」に、「調達庁設置法第四十七条第三号」に改める。  
(特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法の一  
部改正)

28 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改  
正する。

官 第二条及び第三条中「調達庁長官」に改  
る。



が指名する者

二 参議院議員のうちから参議院  
が指名する者

(会長)  
(専門委員)

第五条 調査会に、会長一人を置き、  
委員の互選によつてこれを定める。

(事務局)

第九条 調査会の事務を処理させる  
ため、調査会に、事務局を置く。

(国家公務員法の一部改正)

3 国家公務員法(昭和二十一年法律  
律百二十号)の一部を次のよう  
に改正する。

第一条第三項中第十一号の三を

○大平政府委員　ただいま議題となり  
ました臨時司法制度調査会設置法案に  
ついて、その提案の理由及び概要を御  
説明いたします。

近時、訴訟事件の数がとみに増加

し、その内容もきわめて複雑となつて

きたことに伴い、裁判官等の格段の努

めにもかかわらず、訴訟遅延の現象は

ようやく著しく、今や看過するこ

とができる。

法律案を提出する理由である。

（附則）

第十一条 調査会に係る事項について  
は、内閣法(昭和二十一年法律第  
五号)にいう主任の大臣は、内閣  
総理大臣とする。

第六条 調査会に、専門の事項を  
調査させるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者  
のうちから、会長の推薦により、  
内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に  
関する調査が終了したときは、解  
任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。  
(幹事)

第五条 調査会に幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び  
関係機関の職員のうちから、内閣  
総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務につ  
いて、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第八条 調査会は、その所掌事務を  
遂行するため必要があると認める  
ときは、行政機関、裁判所並びに  
日本弁護士連合会及び弁護士会に  
対して、資料の提出、意見の開陳、  
説明その他必要な協力を求めるこ  
とができる。

（施行期日）

第一条第一項第一号及び第二号  
の法律は、昭和三十七年九月  
一日から施行する。ただし、附則  
第二項の規定は、公布の日から施  
行する。

（法律の施行前における指名  
及び同意）

1 この法律は、昭和三十九年八月  
委員

（法律の失効）

第一条第十七号の二の次に次の一  
号を加える。

5 特別職の職員の給与に関する法  
律の一部を次のように改正する。

第一項第一号の二の次に次の一  
号を加える。

6 この法律は、昭和三十九年八月  
三十日限り、その効力を失う。

（理由）

司法制度の適當の適正を確保する  
ため、主として法曹一元の制度に関  
する事項その他裁判官及び検察官の  
任用制度及び給与制度に関する事項

知を集めることでこの問題の検討に万全を期す

が指名する者

二 参議院議員のうちから参議院  
が指名する者

三人 三人 三人

四人 四人 四人

六 学識経験のある者 四人以内

の委員の互選によつてこれを定める。

三 裁判官 会長は、会務を總理する。

四 檢察官 会長に事故があるときは、あら

かじめその指名する委員が、その職務を代理する。

五 弁護士 職務を代理する。

六 六 委員は、前項第五号及び第六号の委員の互選によつてこれを定める。

七 裁判官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

八 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

九 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

十 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

十一 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

十二 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

十三 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

十四 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

十五 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

十六 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

十七 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

十八 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

十九 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

二十 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

二十一 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

二十二 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

二十三 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

二十四 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

二十五 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

二十六 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

二十七 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

二十八 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

二十九 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

三十 法官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により

する必要があると考えますので、この際、臨時に、内閣に、そのための調査審議機関として臨時司法制度調査会を設置しようとするものであります。この法律案は、右の調査会の設置に必要な事項を定めているものであります。さて、以下その要点を申し上げます。

臨時司法制度調査会は、司法制度の運営の適正を確保するため、主として、裁判官の任用制度及び給与制度、これと密接不可分の関係にある検察官の任用制度及び給与制度並びに法曹一元の制度に関する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策について調査審議することを目的とするものであります。その委員には、国會議員、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者合計二十人以内を任命することとし、必要に応じて専門委員を置くことができるることとともに、調査会の事務を処理させるため、調査会に事務局を置くこととしております。なお、この調査会の設置の趣旨にかんがみ、この法律は、施行の日から二年を経過した日にその効力を失うこととしております。

以上が、臨時司法制度調査会設置法案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願ひいたします。

○中島委員長 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。運輸大臣齋藤昇君。

### 運輸省設置法の一項を改正する 法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

第百五十七号の一部を次のように改正する。

第二十九条中「運輸技術研究所」

を「運輸技術研究所（港湾技術研究所）」に改める。

第三十条を削り、第三十一条第一

項中第二号を削り、第三号を第二号

とし、第四号及び第五号を一号ずつ

繰り上げ、同条を第三十条とし、同

条の次に次の二条を加える。

（港湾技術研究所）

第三十一条 港湾技術研究所は、次

項中第二号を削り、第三号を第二号

とし、第四号及び第五号を一号ずつ

繰り上げ、同条を第三十条とし、同

条の次に次の二条を加える。

（港湾技術研究所）

第三十七条第二項の表中「清水海員学校

」を「館山海員学校

」に改める。

第三十八条第一項の表中「海運造船合理化審議会

」を「海運造船合理化審議会（運

輸大臣の諮問に応じて海運及び造船に関する事業の合理化に

」を「海運企業整備計画審議会（運

輸大臣の諮問に応じて造船に関する事業の合理化に

」を「海運企業整備計画審議会（運

輸大臣の諮問に応じて造船に関する事業の合理化に

」を「海運企業整備計画審議会（運

輸大臣の諮問に応じて造船に関する事業の合理化に

」を「海運企業整備計画審議会（運

輸大臣の諮問に応じて造船に関する事業の合理化に

」を「海運企業整備計画審議会（運

輸大臣の諮問に応じて造船に関する事業の合理化に

に掲げる事項に関する設計、試験、調査、研究及び職員の研修を行なう機関とする。  
一 港湾及び航路の建設、改良及び保全に関すること。  
二 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。  
三 港湾技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に関する設計、試験、調査、研究及び技術の指導を行なうことができること。

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第三十七条第二項の改正規定は、昭和三十八年一月一日から施行する。  
2 昭和三十八年三月三十日までの間は、改正後の第八十三条の表中「一四、七七二人」とあるのは「一四、七七七八」と、「三一、一五四人」とあるのは「三一、一五九人」とする。

3 港湾技術研究所は、横須賀市に置く。  
4 港湾技術研究所の内部組織は、運輸省令で定める。

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第三十七条第二項の改正規定は、昭和三十八年一月一日から施行する。

2 昭和三十八年三月三十日までの間は、改正後の第八十三条の表

中「一四、七七二人」とあるのは「一四、七七七八」と、「三一、一五四人」とあるのは「三一、一五九人」とする。

3 港湾技術研究所は、横須賀市に置く。

4 港湾技術研究所の内部組織は、運輸省令で定める。

第八十二条第一項の表中「北海道亀田郡龜田村」を「北海道亀田郡龜田町」に改める。

第八十三条の表中「一三、八五五〇七八人」を「一一、一五五人」に、「二三三人」を「二三五人」に、「五、五九六人」を「五、九三三人」に、「三〇、八二人」を「三一、一五四人」に、「三三三人」を「三五人」に、「五、四人」に改める。

亀田郡龜田村」を「北海道亀田郡龜田町」に改める。

ためには、港湾技術に関する研究、調査、試験、設計の業務を一貫して総合的に行なう必要がありますので、運輸技術研究所の港湾関係部門を母体とし、これに港湾局調査設計室を統合して港湾技術研究所を設けることとしたのであります。

次に、改正の第二点は、本省の付属機関として、館山海員学校を設けることとあります。

海員学校は、現在、全国に九校が設けられ、年間千数百名の海員の養成を行なっておりますが、船腹量の増加とともに、海員学校卒業者の需要が増大しつつありますので、館山市に海員学校を設けることいたしましたのであります。

改正の第三点は、本省の付属機関として、海運企業整備計画審議会を設けております。

たためには、港湾技術に関する研究、調査、試験、設計の業務を一貫して総合的に行なう必要がありますので、運輸技術研究所の港湾関係部門を母体とし、これに港湾局調査設計室を統合して港湾技術研究所を設けることとしたのであります。

改正の第五点は、航空交通管制本部の所在地の変更であります。同本部

は、都下久留米町に庁舎を新設中であります。また、近くその建設を終え、移転を開始することとなりましたので、所在地を改めることとしたのであります。

改正の第六点は、気象研修所の名称を氣象大学校に改めることであります。気象研修所は、気象庁の職員に対して、気象業務に従事するため必要な教育及び訓練を行なう機関であります。

が、その教育内容は、短期大学と同程度のものでありますので、実態に即するよう名称を改めることいたしましたのであります。

このほか、事務の円滑な処理をはかるため、運輸省の常勤の職員の定員を、昭和三十七年度において三百三十八人増加し、三万二千五百九人に改めることといたします。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

### ○中島委員長

次に、恩給法等の一部を改正する法律案及び総理府設置法等の一部を改正する法律案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。総理府総務長官小平久雄君。

### 恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第

四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四中「九万五千円」を「十一万円」に、「五十万円」を「五十五万円」に、「六十九万円」

を「七十七万円」に、「五十九万五千円」を「六十六万円」に、「八十八万円」を「九十九万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に

改める。

別表第二号表中「一七一、〇〇〇円」

に、「一三九、〇〇〇円」を「一〇九、〇〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「一三〇、〇〇〇円」

に、「七九、〇〇〇円」を「一〇七、

別表第二号表中「一七一、〇〇〇円」に、「一三九、〇〇〇円」を「一一一、〇〇〇円」

に、「七九、〇〇〇円」を「一〇七、

第四号表

退職当時の俸給年額	率
五九六、五〇〇円以上ノモノ	一七・〇割
五四八、五〇〇円ヲ超エ五九六、五〇〇円未満ノモノ	一八・〇割
五二四、五〇〇円ヲ超エ五四八、五〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
五〇五、四〇〇円ヲ超エ五四四、五〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
三五三、六〇〇円ヲ超エ五四五、六〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
三五六、八〇〇円ヲ超エ三五三、六〇〇円以下ノモノ	一七・〇割
一九五、一〇〇円ヲ超エ一五〇、一〇〇円以下ノモノ	一七・〇割
一七六、七〇〇円ヲ超エ一九五、一〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
一七一、〇〇〇円ヲ超エ一七六、七〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
一六六、一〇〇円ヲ超エ一七一、〇〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、二〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一五一、二〇〇円ヲ超エ一五五、三〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一四七、六〇〇円ヲ超エ一五一、二〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一四五、〇〇〇円ヲ超エ一四五、六〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一八八、七〇〇円ヲ超エ一九五、一〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一九五、一〇〇円ヲ超エ二〇三、一〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
二〇三、一〇〇円ヲ超エ二〇三、一〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
二〇八、七〇〇円ヲ超エ一八八、七〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一七六、七〇〇円ヲ超エ一八六、四〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一七一、〇〇〇円ヲ超エ一七六、七〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一六六、一〇〇円ヲ超エ一七一、〇〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、二〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一五一、二〇〇円ヲ超エ一五五、三〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一四七、六〇〇円ヲ超エ一五一、二〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一四四、〇〇〇円ヲ超エ一四五、六〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一八二、四〇〇円ヲ超エ一八八、七〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一七六、七〇〇円ヲ超エ一八六、四〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一七一、〇〇〇円ヲ超エ一七六、七〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一六六、一〇〇円ヲ超エ一七一、〇〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、二〇〇円以下ノモノ	一九・〇割

第五号表

退職当時の俸給年額	率
五九六、五〇〇円以上ノモノ	一二・八〇割
五四八、五〇〇円ヲ超エ五九六、五〇〇円未満ノモノ	一三・二〇割
五二四、五〇〇円ヲ超エ五四八、五〇〇円以下ノモノ	一三・二〇割
五〇五、四〇〇円ヲ超エ五四四、五〇〇円以下ノモノ	一三・二〇割
三五三、六〇〇円ヲ超エ五四五、六〇〇円以下ノモノ	一四・〇〇割
三五六、八〇〇円ヲ超エ三五三、六〇〇円以下ノモノ	一四・〇〇割
一九五、一〇〇円ヲ超エ一五〇、一〇〇円以下ノモノ	一五・〇〇割
一七六、七〇〇円ヲ超エ一九五、一〇〇円以下ノモノ	一六・九〇割
一七一、〇〇〇円ヲ超エ一七六、七〇〇円以下ノモノ	一六・九〇割
一六六、一〇〇円ヲ超エ一七一、〇〇〇円以下ノモノ	一六・九〇割
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ	一六・九〇割
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、二〇〇円以下ノモノ	一七・四〇割
一五一、二〇〇円ヲ超エ一五五、三〇〇円以下ノモノ	一四・七〇割
一四七、六〇〇円ヲ超エ一五一、二〇〇円以下ノモノ	一八・三九割
一四五、〇〇〇円ヲ超エ一四五、六〇〇円以下ノモノ	一八・三九割
一八八、七〇〇円ヲ超エ一九五、一〇〇円以下ノモノ	一九・三〇割
一九五、一〇〇円ヲ超エ二〇三、一〇〇円以下ノモノ	一九・三〇割
二〇三、一〇〇円ヲ超エ二〇三、一〇〇円以下ノモノ	一九・三〇割
一七六、七〇〇円ヲ超エ一八八、七〇〇円以下ノモノ	一九・三〇割
一七一、〇〇〇円ヲ超エ一七六、七〇〇円以下ノモノ	一九・三〇割
一六六、一〇〇円ヲ超エ一七一、〇〇〇円以下ノモノ	一九・三〇割
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ	一九・三〇割
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、二〇〇円以下ノモノ	一九・三〇割

右ニ掲タル率ニ依リ計算シタル年額ガ四三、四五二円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ七二、四二〇円(退職当時ノ俸給年額が一二二、四〇〇円未満ナルトキハ七二、四二〇円ニ一二三、四〇〇円ニ対スル退職当時の俸給年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

一三三、二〇〇円ヲ超エ一三八、五〇〇円以下ノモノ  
二七・五割  
二三三、二〇〇円以下ノモノ  
二七・〇割

二六・五割  
二六・〇割

右ニ掲タル率ニ依リ計算シタル年額ガ七二、四二〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ七二、四二〇円(退職当時ノ俸給年額が一二二、四〇〇円未満ナルトキハ七二、四二〇円ニ一二三、四〇〇円ニ対スル退職当時の俸給年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法の一部を改正する法

律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正す





昭和二十八年十一月三十一日

昭和二十八年十一月三十一日  
以前から引き続き在職していた公務員又は公務員に準ずる者であつては、同日において施行されていた給与に関する法令（以下「旧給与法令」という。）がこれらの者の退職の日まで施行され、かつ、これらの者が同日において占めていた官職を変わることなく退職していたとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額

二　昭和二十九年一月一日以後就職した公務員又は公務員に準ずる者にあつては、旧給与法令がこれらの者の退職の日まで施行され、かつ、これらの者が就職の日において占めていた官職を変わることなく退職していくとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額

2　附則第二条ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三条の規定は前項の規定により改定された普通恩給及び扶助料を受ける者について準用する。

（増加恩給と併給される普通恩給等の年額の計算についての特例）

第十一條 恩給法第四十六条に規定する普通恩給又は同法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料以外の扶助料についての附則第二条及び前条の規定の適用について

は、附則第二条及び前条中「仮定

「俸給年額を」とあるのを、「仮定

第十三条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた場合において、普通恩給の支給額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八条ノ四又は法律第二百二十四号附則第二十条の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

条の規定によるものを除き、裁判所が受給者の請求を待たずに行なう。

附則別表第三

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十

俸給年額を」とあるのを、「假定俸給年額に千分の千百三十四（仮定俸給年額が十万八千二百円以下であるときは千分の千百三十一、十二万三千百円であるときは千分の千百二十九、十一万八千二百円であるときは千分の千百二十七、十二万三千百円であるときは千分の千百二十五）を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十四円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）の年額を」とする。

て、支給年額計算の基礎となつてゐる。

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者、戦没軍人の遺族、退職公務員等の恩給の年額について所要的是正を行なうとともに刑に処せられたこと等により年金恩給を受ける権利を失つた者についてその権利の回復のみをひらく等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 総理府設置法等の一部を改正する法律案

**第一条 総理府設置法**（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

## 第十五条第一項の表中訴願制度

第二十三條中「三千四百八十一人」を「四千二十九人」に改める。  
附則第四項を次のように改める。  
第十五条第一項の表に掲げる附屬機関のうち、産業災害防止対策審議会、交議会、港湾労働等対策審議会、交通基本問題調査会及び補助金等合理化審議会は、昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。  
附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。  
5 第二十三条に規定する定員四千



分等により年金たる恩給を受ける権利を失つた人々のうちには、その後一般的復権、恩赦等を考慮いたしますと、将来に向かっては、年金たる恩給を受けることができるようになりますが適当と考えられる人々がありますので、この際、その道を開くこととしようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

次に、総理府設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、第一は、総理府の付属機関のうち、その任務を終了した訴願制度調査会を初め五つの調査会、審議会を廃止し、新たに港湾労働等対策審議会、交通基本問題調査会、補助金等合理化審議会及び輸出会議を設置するため所要の改正を行なうものであります。第二は、総理府本府、官内庁及び内閣官房の定員改止であります。第三は、國が指定都市に対してもその青少年問題協議会の運営に要する経費を補助することができるとしているためのものであります。第四は、法制局の名称を内閣法制局と改めるとともに一部増設を行なおうとするものであります。これも関係法律の改正を一括して総理府設置法等の一部を改正する法律案といたるものであります。

総理府の付属機関である訴願制度調査会、固定資産評価制度調査会、農林漁業基本問題調査会、公營競技調査

会及び町名地番制度審議会は、それぞれ最終答申がなされ、その任務を終了いたしておりますので、削除しようとしているものであります。

税制調査会は、昨年十二月に最終答申をいたしましたが、その答申の中で「今後とも租税制度の諸問題について、かかるべき機関により引き続いて審議が行なわれることを希望する」と述べております。政府は、これを受けて租税制度に関する基本的事項を恒常的に調査審議するため、名称は同じであります。新たな機関としてこれを設置しようとするものであります。

新たに設置される審議会等について、順を追って御説明いたします。

まず、港湾労働等対策審議会について申し上げます。港湾を開しまして申します。この際総合的な立場から民間学識者との意見を伺い、従来とてきた諸施策の強化改善をはかるため、二年の期限を付して新たにこの審議会を設けることといたしました。

第二は交通基本問題調査会であります。現下の交通情勢は、路面交通混雑の激化、交通事故の激増等、日に日に悪化の一途をたどり、しかも、これに對応すべき交通行政が現在きわめて幅広く状態にあって、総合的な対策の推進がおくれている実情にかんがみて、これら関係法律の改正を一括して総理府設置法の一部改正であります。

この法律案は、官内庁の定員は一千二百三十九人に改められておりましたが、これを法律上の機関とし、政府及び民間の意思を統一して輸出振興を期するため、名実ともに恒久的な機関とすることといたしました。

また、総理府の定員三千四百八十人を四千二十九人に改められておりましたが、この増員は、総理府の新庁舎の完工及び沖縄に対する技術援助等による事務量増加のための新規増十五人と、常勤及び賃金労働者五百三十四人の定員化に伴うものであります。なお、新定員のうち百二十五人は、昭和三十八年度における昭和三十五年国勢調査に伴う事務量の減少を推定して、昭和三十八年三月三十一日までのものである旨を規定いたしました。

第二条は、青少年問題協議会設置法の一部改正であります。政府は、地方における青少年問題協議会の活動の促進をはかるため、都道府県に対しては昭和二十八年度以来補助金を交付して参ったのであります。

第三は補助金等合理化審議会であり

ます。今日、補助金、負担金、交付金等、國の地方公共団体に対する財源の交付額は六千億円の多額に達し、國及び地方の財政上、重要な地位を占めております。今後これらの補助金、負担金、交付金等の諸制度をいかに合理化していくべきかは重要な問題でありますので、國及び地方財政全般の見地から、これら諸制度の合理化問題を調査審議するため、二年の期限を付してこの審議会を設けることといたしました。

第四は輸出会議であります。政府は、輸出振興の重要性にかんがみ、昭和二十九年閣議決定により輸出会議及び産業別輸出会議を置き、今日までかなりの成果を上げて参りました。このたび、これを法律上の機関とし、政府及び民間の意思を統一して輸出振興を期するため、名実ともに恒久的な機関とするものであります。

また、総理府の定員三千四百八十人を一千二百三十九人に改められておりましたが、これは、三人の新規増と、常勤労務者等九十五人の定員化であります。なお、第五条は、内閣官房における賃金労働者一人の定員化を行なうため、定員七十人を七十一人に改めるものであります。

第六条は、法制局設置法の一部改正であります。政府は、法律の一部を改正する点であります。

第七条は、外務省設置法の一部改正であります。外務省設置法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案及び在外公館に勤務する外務官員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、質疑を継続いたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。石山權作君。

○石山委員 きょうは、大臣が来られたら、大ざっぱな経済外交というふうなものと、普通いわれている外交といふものの区別を、ちょっとお聞きいたしました。

小坂さん、あるいは外務省の考えているのは、どちらが重いか軽いかというふうに単純にいかぬと思うのだが、主力を一体どこに注いでいるのだろうか、

及びその処理する事務の内容からいたしましても都道府県と対比るべき実体を備えている上に、最近の傾向であります。なお、法制局の定員につき、長官、次長のほか、六十五人を六十九人に改めておりますが、これは、さきに御説明いたしました部の増設に伴う三

等の官名を改めることといたしております。

最後に、法制局の職員の官名等の改

正に伴い、國家公務員法等関係法律に

所要の改正を加えました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御説明いたしまして、すみやかに御賛同下さるよ

うお願い申し上げます。

第三条は、同和問題の実態調査を実施するため、同和対策審議会の存続期間を二年間延長しようとするものであります。

題協議会の活動を一段と強化し、総合的な青少年対策をさらに推進するため、その運営費の一部について補助を行なうとするものであります。

題協議会の活動を一段と強化し、総合

的であります。

第三条は、同和問題の実態調査を実

施するため、同和対策審議会の存続期間を二年間延長しようとするものであります。

のためであります。

最後に、法制局の職員の官名等の改

正に伴い、國家公務員法等関係法律に

所要の改正を加えました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御説明いたしまして、すみやかに御賛同下さるよ

うお願い申し上げます。

○中島委員長 これまで提案理由の説明は終わりました。

以上五法律案に対する質疑は後日に譲ります。

### ○中島委員長 外務省設置法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案及び在外公館に勤務する外務官員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、質疑を継続いたします。

○中島委員長 これまで提案理由の説明は終わりました。

以上五法律案に対する質疑は後日に譲ります。

○中島委員長 これまで提案理由の説明は終わりました。

こういうふうなこともお聞きしたかったのです。こういふ点は、大臣が来られないというので、お聞きすることができなかつたのですが、技術的な問題として解決できることはなるべく解決をつけておいて、法案の整理に当たりたい、こう思うわけです。僕たちはよしょっちゅうたくさん各省の設置法を調べているわけですが、いつも不思議に思うのは、こう言っているのです。局をふやすが、あるいは部を局に昇格させますが、そんな人員は大きくしませんよ、お金もかけませんよ。だから一つ承認といいますか、法案を早急に通していただきたいという、一つの前提を出しているわけなのです。今回の経済協力部をば局に昇格さすにも、そういうふうな前提があるように思われますが、そうでございましょうか。

○湯川政府委員 部を局に昇格する場合、できれば人員もふやしたいという

のが常でございますが、しかし、ま

た、予算全体のワクから見て、人員が

ふえるようならばなかなか人員をふや

すことがむずかしいというような場合

に、やむを得ませんので、人員の方は

中でやりくりしますから、一つ局にお

願いしますというふうにして、新しく

局を作るというようなこともやってお

ります。今回の場合は、これによって

局の増員ということはございません。

○石山委員 これは皆さんの国会乗り

切りのテクニックと申しますか、ある

いは新聞発表の技術等も考えて、いられ

るかもしらぬけれども、僕らいつもそ

ういう答弁をいただいて、あとでどう

も不愉快な感じに打たれるわけです。

一体、経済局を二つに分けて仕事をた

くさんしなければならぬというとき、

現在のままの人員ぐらいで、あるいは一、二名の参事官をふやすぐらいでそれが可能だつたら、何もしないで局を二つにするなんという必要はないじゃありませんか。これは何も外務省だけにいやみを言うのではないですよ。たゞあなたが初めて出てきたから、

しょっちゅうたくさんが初めに出てきたから、

最初にやるのです。それでよかつたから、そんな必要ないじゃありませんか。むしろ、内規においてあなたを協力関係の担当参事官にするというこ

とで、内部で充実していくるという可能性があると思うのです。官僚の方は一

つの形式と肩書きを持たなければ、何だか仕事に励みがないというような考

えでおやりになる場合もあるだろうと思ひます。しかし、それはそれでいいのですが、どうも形式尊重、権威とい

うものには常に金がつく、形式がどうでも小よりも中、中よりも大とい

うふうに移行していくというのが、今までの成り立ちです。ですから、私どもが先、ごろの国会で、公務員の組合か

らかなりの反対がありましたけれども、社会党は思い切って、いうところ

でございましたが、それで、従来部の七人委員会を発足させたわけなんです。その七人委員会ができない前に今

のうちにとておかなればあとでうございました。それで、大臣、次官も非常

に多忙であるという場合に、ちょっと

それではかわりに会ってくれといふ

うなときに、次官補というのがいれ

ば、相手もそれで用を済ますといふ

とも相当可能になりますので、そう

いったものを置いていたいたわけでございましたが、今度局に昇格した

う方が、向こうも責任者にちゃんと会つたような感じがする。そういうた

めに、局長が応待するといつた場合には、局長が応待するといつたよなことをしばしばございました。それで、大臣、次官も非常

に多忙であるという場合に、ちょっと

それではかわりに会ってくれといふ

うなときに、次官補というのがいれ

ば、相手もそれで用を済ますといふ

とも相当可能になりますので、そう

いったものを置いていたいたわけでございましたが、今度局に昇格した

う方が、向こうも責任者にちゃんと会つたような感じがする。そういうた

めに、局長が応待するといつたよなことをしばしばございました。それで、大臣、次官も非常

に多忙であるという場合に、ちょっと

それではかわりに会ってくれといふ

うなときに、次官補というのがいれ

ば、

としては、勲章の話など大きらいなんですけれども、皆さんの方で勲章ほしい、ほしいということは毎々聞いているので、じゃ、そういう方たちだけでもでかい勳章出してやった方が効果的であるならば、持たせなければならぬという気持ちもあるわけですけれども、だるといつて、一事が万事そういう格好では、私は、外務省の機構というものは乱れるだろうと思う。本土における機構というものは、やはり厳正でなければいけないかねと思います。ただ対照的にどこぞこの国から大使のアグレマンを求められたから大使を派遣しなければならぬ、こういうふうな対外的な名目だけを考えられるのは、私ははなはだ感心しないと思うのです。たとえば、先ほどお話し申し上げた次官と局長の間の大参事官制度、これなども、置だと考へて、やむを得ないというふうに承認をしたのですが、局長までもやむを得ないという点はあり得ない。ですから、私たち外部から見た者には、七人委員会が発足していろいろと機構に対してメスを入れる段階になるなんということは、七人委員会が発足してどんどん仕事をやれば、少なからず抑えられていくと思う。だから、頭のいい皆さんのことですから、勘のいい皆さんのことですから、まず七人委員会があまり先に進まない前に一つぐらいいふやしておけ、こういうのが、外務省とか今回の各省の設置法の現われですよ。皆さんの方にもそういう意図が十二分にあるような気がします。どうも外部との関係だとか——関係がな

いとはだれも言つておりませんよ。経済協力局ですか、ないとは言いませんか。そう思うのです。必然性、必要性というものを論議しておるわけですが、どうも提案の説明の中にも、官房長のお話を聞いていましても、必要な格好はみつともないじゃございませんか。どうも提案の説明の中にも、官房長の仕事は、飛躍的に増大しつつあります。そういうことで、これははつてある方がいいかも知れないけれども、しかし、機構というものは、そういうふうにふわっとした感じではないかと思います。十分に理由というものがそこに証明されなければならぬが、これまでも私たちが常に言つておる、経済外交に専念して、アメリカ一辺倒にならぬ——こういうことと小坂さんが来たら聞いてやろうと思つたが、あなたはそういう言明が連とも、民間にはませないで、外務省が率先してやるというような声明ができるならば、これは一つの強い例証、証拠になります。そうでなくして、外部との応答関係上、儀礼的な面が多分にある法案には、われわれは、本土における官庁の機構上から賛成できないと言わざるを得ない。例証を二つ三つお示しを願いたい。

○湯川政府委員 経済協力局で扱っていることは、低開発国の経済開発、生産水準の向上と、国際的な開発援助グループとか開発援助委員会、その中身はよくわからぬけれども、新聞等に、あなたの言う低開発国といふうなこと非常にマッチしておる言葉が随所にあるじゃないですか。経済協力局を作るという中身の重大な一つとして、低開発国が開発があるとするならば、アジア経済協力機構のかなりの中身が、あなたの方からわれわれに説明されてしかるべき段階にきているのではないかと思う。ただばく然として低開発国問題を論議するということに対しても、そのために特別円方式を行なったとか、ビルマにもわれわれは賠償することであり、また、短期的に見

ても、わが国の輸出市場の拡大、重要な原材料の輸入を確保すといつたことに比較的最近に非常に急激にふえた仕事がありまして、この方面の事務の量と性というものを論議しておるわけですが、どうも提案の説明の中にも、官房長の仕事は、飛躍的に増大しつつあります。そういうことで、これははつてある方がいいかも知れないけれども、しかし、機構というものは、そういうふうにふわっとした感じではないかと思います。十分に理由というものがそこに証明されなければならぬが、これまでも私たちが常に言つておる、経済外交に専念して、アメリカ一辺倒にならぬ——こういうことと小坂さんが来たら聞いてやろうと思つたが、あなたはそういう言明が連とも、民間にはませないで、外務省が率先してやるというような声明ができるならば、これは一つの強い例証、証拠になります。そうでなくして、外部との応答関係上、儀礼的な面が多分にある法案には、われわれは、本土における官庁の機構上から賛成できないと言わざるを得ない。例証を二つ三つお示しを願いたい。

○湯川政府委員 経済協力局で扱っていることは、低開発国の経済開発、生産水準の向上といつて、経済問題にほんとうに外務省がタッチをなさる、その点では、まず私たちが言つておる経済外交を大きく推進するということになるで

いと言つても、知らないのです。知らないものを、緊密に協力できますか。だから、皆さんのがほんとうに経済外交ということを考えているのかどうか、そういうことを本格的に考えてこういう提案をなさつているというなら、貿易関係にもっと目を注がなければならぬはずなんだ。あなたの身辺の人は全部覚えていなければならぬ。どうも私はあなたたちのただなわ張りを広げたいところだけが目先にちらついて、皆さんの誠心誠意ということ、日本の国の経済を考えるということ、経済外交の路線につながる経済という問題をやるのだとこうおっしゃっているけれども、どうもびんとこない。あなたに必然性、必要性ということを説明していくたやすく、たつた二つ言つた。その一つが低開発国の経済開発だ。では低開發国の経済開発をどういうふうになさるかと言つたら、これも何にもあなた解説できないじゃございませんか。腹がまえがなつていいのに、機構だけ広げる——もつともそうかもしけぬ。機構を広げて、その機構の中いろいろな必然性、仕事をお探しになるといふやり方もあるわけですが、それの方じゃないですか。ますなわ張りを広げて、その中で何いろいろなことを考えよう、官房長の御意見を承つてみると、何だか私そういうふうに思われる。このジエトロに関しては本省で緊密に連絡をとっていると言うが、それほどここでやつているのです。

○石山委員　官房長に暫時間をおかれます。始緊密な連絡をとつております。いたします。そうでないと、あなたが私の聞こうとしていることをただかねれば、この法案は進みません。その間、通産省の振興部長さんにお聞きして、お間に、私の質問をもう少し整理していただきたい——私はさなりな答弁だけを聞いているのじゃないのです。ほんとうのことがあなた言いっこないのだろうけれども、ややはんとうらしい答弁をしなければ、私は、こういう二十も出ている設置法なんかとても消化できません。ですから、暫時の間、官房長の方から通産省の方へちょっと質問を移してみます。

通産省の方にお聞きしたいことは、貿易振興推進本部というところから「貿易」というパンフレットを私のところに送ってきております。これが非常に上手に編さんされまして、われわれのようないくつかの外局による者にしても、すぐこう頭へ入るような格好でいろいろなものが例示されているのですが、この貿易振興推進本部なるもののお役所との関係を、一つありました。三年前、日本貿易会、それから日本商工会議所、それから日本貿易振興会、

三者がが共同いたしまして、日本の貿易振興のために、そういう民間の機関が一緒にになって機構を作つて、そうして国内、国外にわたしまして統一的な運動をしたい、こういう考え方から自発的に三者が作りましたものでござります。その後におきまして、各地におきまして講演会あるいは有識者の座談会、そういうようなものを逐次開催しております。おきまして、各地におきまして、民間だけのそういう組織ということだけでやつていくには、多少貿易推進という点からいっては、多少貿易推進という点からいっても足りないのではないか、こういう話が出来まして、この三十六年度に約三百万円の補助金を推進本部に出すということになつたわけでござります。その三百万円は、主としてパンフレットあるいはポスター、そういうものに使うということで、大蔵省も了承いたしておりません。来年度はそれに対しまして五百萬円程度の同様の補助を出すという予定でおります。

○石山委員 たとえばその幹部の方で、たゞ、補助には変更ございませんんで、ただ、補助と申しますか、そういうのがことじよりも相当ふえておるということをございます。

○生駒説明員 現在ジェットロの幹部は、理事が六名でございます。それの中には、各省から出た理事がござります。もちろん、民間から出た理事もござります。そういう理事を中心いていたしまして運営しておりますと、理事長は御承知のように、元の大坂の商工会議所の会頭でございました杉道助氏がこれに当たつておられるわけでござります。

○石山委員 先ほど申し上げた貿易振興推進本部で出した貿易の歴史と将来という表を見てみますと、日本の貿易の危機といふやうなものが例示されております。たとえば第一次大戦が終わつた直後、第二次大戦が終わつたあと、

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

それから朝鮮動乱勃発直前の様相、それから昭和三十二年、それから今年の状況、こういう格好になるようですが、貿易危機ですから、いすれも輸入超過の現象です。輸入超過の現象として、その年度々々によつて、国内の経済の発展の様式によつて、それぞれ違うだらうと思うのですが、たとえば第一次大戦終了後の危機の場合には、どういうふうな物資が大量に入つてこう

いうふうになつたか、こういうふうなことをちょっと知りたいわけなんですよ。今の場合は、たとえば過剰設備、三十二年もそういう傾向だったと思います。機械類が大量に入つた、あるいはパテントをば買ひ入れる契約を結ぶ、そんなことで、大体私らの了解しておる点では、皆さんのお説明とそんなに違はないと思いますが、ずっと前の方はどういうふうな格好でこういう危機がきたかということは、今説明していくだければ説明していただきたいし、ずっと前のことのございますから、私の方の質問要旨も皆さんの方にお伝えしておきませんでしたから、ちょっとといかぬというならば、後ほどでもよろしくございます。それから三十二年とこのたびの危機、これはちょっとと詳しく今この場で説明していいだいたい方が、話を進める上にいいと思ひますので、やつていただきたいと思ひます。

と思います。

では、ただいまの貿易の傾向、それから通産省がお考えになつてゐる来年度の貿易の傾向、これなら大体御説明していただけます。特にどつち方面へおもにやるか、新聞ではいろいろと出でているようでございます。たとえばヨーロッパ共同市場に近づいていくというふうなことを考えてゐる、それから日韓問題で特別な考え方で民間資本を移行さすという、これは皆さんの方で指導しているかどうかはわかれませんけれども、だいぶ新聞あるいは雑誌等にも出でているようですが、そういう傾向と、それから品目として、たくさんのお品目は要りませんけれども、こういう品目で一つこのところに向むけていくのだ、こういう大きさでも赤字を少なくするというのがみんなの希望なのでしょう。そこを一生懸命やつておられるのは通産省の貿易へん気になつておられるのですから、少しでも赤字を少なくするというのがみんなの希望なのでしょう。そこで一生懸命やつておられるのは通産省の貿易関係の方々だと思いますけれども、かなり勉強して方向を定めていられるだろうと思うので、その点を一つ御説明していただきたい。

○生駒説明員 はなはだ恐縮でござい

ますが、その御質問も、あわせましてこの次に資料を提出してお答え申し上げたいと考えております。

○石山委員 そうすると、今度は外務省にお聞きしたいのですが、ガットの問題がこれから——たとえば私どもが関係している石油あるいは鉱産物、非鉄金属ですが、こういうふうな力の弱い国内産業を育成したいといふものにおいて、ガット問題は非常に関心を

持つてゐるわけなんですが、こういう交渉の主体はやはり外務省なのでござりますけれども、しかし、そういったところにありますか、新聞ではいろ

うで、それで方針を十分密に連絡をしておきめる、また、ガットの交渉の代表団の中にも、そういう関係省からそれが大蔵省とかあるいは農林省とか、関係各省と十

省に關係しておりますので、もちろん外務省だけではできません。大蔵省の方も参加するし、通産省、あるいは農林物資もござりますから、そういうた

ものについては農林省とか、そういうた

が、どうしてもその意見が尊重され

ることになると思ひますけれども、品

交渉をする際に際しましては、通産省とか大蔵省とかあるいは農林省とかあるいは農林省とか、関係各省と十

くとも、そういうふうなことをきめることにぞれ参加してもらって、一体となつておられます。

○石山委員 たとえば当年、大蔵省で、貿易量もふえたし問題もたくさんあるというわけで、税關部が税關局に昇格したわけなんです。こういうところと御相談をなさつて、税關の基本数字みたいなものを皆さんの方できめます。

○生駒説明員 通商局の税關課というものがございまして、そこで主として担当することになつておるわけでござい

ます。

○石山委員 そうすると、たとえば関税の率をおきめになるということは、これはもちろん閣議できるわけですが、

○湯川政府委員 世銀の借款の問題になりますと、主として大蔵省が交渉するということになります。もちろん、外務省もそれを助けてやることもありますし、通産省も関係することもあります。

○石山委員 現状は大蔵省、その通りだらうと思うのですが、たとえば経済協力局がおできになると、そういうふうな借款の問題に対してもはどういう立場になるのでしょうか。それから、たとえば通商関係につきまして、通産省との関係がどういうふうになるでしょう。こういうふうにその影響する範囲、こういうことを必然的にわれわれをまとめて閣議へおかけになるか、これは議論にならぬと思うのですから、それで聞いておるわけです。

○湯川政府委員 それそれ関係者の相

交渉をする際に際しましては、通産省とか大蔵省とかあるいは農林省とか、関係各省と十分密に連絡をして方針をきめますけれども、しかし、そういったところにありますか、新聞ではいろ

うで、それで方針を十分密に連絡をしておきめる、また、ガットの交渉の代表団の中にも、そういう関係省からそれが大蔵省とかあるいは農林省とか、関係各省と十

省に關係しておりますので、もちろん外務省だけではできません。大蔵省の方も参加するし、通産省、あるいは農林物資もござりますから、そういうた

が、どうしてもその意見が尊重され

ることになると思ひますけれども、品

交渉をする際に際しましては、通産省とか大蔵省とかあるいは農林省とか、関係各省と十分密に連絡をして方針をきめますけれども、しかし、そういったところにありますか、新聞ではいろ

うで、それで方針を十分密に連絡をしておきめる、また、ガットの交渉の代表団の中にも、そういう関係省からそれが大蔵省とかあるいは農林省とか、関係各省と十

省に關係しておりますので、もちろん外務省だけではできません。大蔵省の方も参加するし、通産省、あるいは農林物資もござりますから、そういうた

が、どうしてもその意見が尊重され

ることになると思ひますけれども、品

交渉をする際に際しましては、通産省とか大蔵省とかあるいは農林省とか、関係各省と十分密に連絡をして方針をきめますけれども、しかし、そういったところにありますか、新聞ではいろ

うで、それで方針を十分密に連絡をしておきめる、また、ガットの交渉の代表団の中にも、そういう関係省からそれが大蔵省とかあるいは農林省とか、関係各省と十分密に連絡をして方針をきめますけれども、しかし、そういったところにありますか、新聞ではいろ

うで、それで方針を十分密に連絡をしておきめる、また、ガットの交渉の代表団の中にも、そういう関係省からそれが大蔵省とかあるいは農林省とか、関係各省と十分密に連絡をして方針をきめますけれども、しかし、そういったところにありますか、新聞ではいろ

うで、それで方針を十分密に連絡をしておきめる、また、ガットの交渉の代表団の中にも、そういう関係省からそれが大蔵省とかあるいは農林省とか、関係各省と十分密に連絡をして方針をきめますけれども、しかし、そういったところにありますか、新聞ではいろ

若干長くなりますが、差しつかえなければ御説明申し上げれば、経済協力部が今後局になるにあたりましての必然性と申しますか、そういうことについて御理解いただけると存じますので、お許しをいただければ御説明を申し上げたいと存じます。

御承知の通り、経済協力部と申しますところは、発展途上にある諸国に対しまして、資金協力及び技術協力というものをするのが主たる役目でございまして、その面におきまして国際機関、先ほどお話をございました第一世銀とか、あるいは第二世銀、すなわち国際開発協会、あるいは国際連合のいろいろな専門機関、あるいは最近になってOECDの下部機構になりました開発援助委員会、DACといったものと協力して、開発途上にある諸国資金協力、技術協力を行なうという部面もございます。ところで、資金協力につきましては、先ほど御説明もございましたが、具体的に申し上げますと、日本が借款を開発途上にある諸国に供与する場合、あるいは延べ払いのワクを供与する場合、あるいは個々の具体的なプロジェクト、案件に沿いまして、延べ払いでもって機械を供与するような場合、さらには純民間においての投資の場合がございまして、投資することによりまして相手国の経済開発にそれだけ寄与するということになるわけですがございます。さらに、技術協力の面につきましては、從来やっておりまることは、また現在やつておりますことは、開発途上にある諸国から――いろいろな技術分野、農林分野もございますし、鉱工業、通産分野もございますし、あるいは場合によりましては経済

企画の分野といふのは、建設分野と、いろいろな分野にわたっておりますが、そういう分野においては、われわれたっております技術者を訓練するため、開発途上にある諸国から、技術訓練生といいますか、研修生を受け入れます。それまでして、日本の国内におきまして、それぞれの各省の研修機関とか、あるいは民間の工場とかいうところにお願いをして、研修を実施いたします。それが一つの分野でござります。それからさうした現地の人々を訓練をするという分野でございます。さらに、最近の傾向といつておしまして、個々の専門家を派遣するよりは、まとまつた一つの海外技術訓練センターといふものを設けまして、そこでもつて集団的に多くの現地の方々に訓練するのがいいということです。訓練センターといふものを設けて参っております。それにつきましては、先生のお手元へ、資料としては海外技術訓練センターという資料を提出済みだと存じますので、それによつて御理解をいただければと存じます。

の基礎的な調査を行なうということをやつております。御承知のように、東南アジアにござります大きなメコン河の開発ということにつきましても、調査団を日本といたしましても派遣いたしまして、從来約四十五万ドルに相当するくらいの調査をすでに行なっております。そういう一つの技術協力のあり方というものがございます。

こういう技術協力及び資金協力を実際に実行するにあたりまして、同時に、いろいろな国際機関、冒頭に申し上げましたような国際機関と協調して、そのような経済協力及び技術協力、資金協力の効果を非常に能率的にしようという国際的な動きがございまして、わが国といたしましても、たとえばインドに対する資金協力、あるいはパキスタンに対する資金協力という面においては、先ほどお話をございました第一世銀が主催する債権国会議というものがございまして、当初からそれがメンバーになりますし、インド、パキスタンに対する資金協力の面における国際協調といふものをはかつております。資金協力の面におきましても、また、技術協力の面におきましても、国内外におきましてはそれぞれ関係する各省がございまして、特に資金協力の面につきましては、外務省だけではもちろんございませんで、大蔵省、通産省あるいは経済企画庁といふものと常時密接な連絡をとりつつ、資金協力を実施して参つておる次第でござります。

また、技術協力につきましては、先ほど申し上げましたごとく、関係する分野が非常に多くございまして、十省府以上にもまたがるような分野でござ

います。たとえば医事の面もございま  
すし、そうすれば厚生省というものが  
入って参ります。あるいは港湾の面で  
ござりますと運輸省というものが入っ  
て参ります。それから場合によりま  
では、警察の面というようなこともござ  
ります。そういうような、非常に関  
係する分野がございますので、技術協  
力につきましては、国内的にはそれぞ  
れの各省と連絡をとりながら、外務省  
が外に向かいまして窓口一本になつて  
実施をいたしておりますという状況でござ  
います。

そういうふうな從来までの仕事の内  
容を今御説明申し上げましたが、さら  
に、先ほど湯川官房長から御説明ござ  
いましたごとく、そういう資金融通協  
力、技術協力といったようなものが、  
開発途上にあります諸国情の経済開発及  
び民生の安定向上というものに今後ま  
すます必要になってくるという認識の  
上に立ちまして、この際、経済協力部  
といふものを経済協力局に一つ昇格さ  
せていただきたいということでござい  
ます。

○石山委員 今経済協力関係で外務省  
がいろいろとお考えになつてているこ  
と、あるいは今までおやりになつてい  
ることがわかりまして、大へん参考に  
なりました。外務省って、そんなにたく  
さんいろいろな仕事をしているのかな  
あと、今聞いて驚いたような次第でござ  
ります。私は、いつも、外務省とい  
うのは、共産勢力がどのくらひ伸びた  
かとか、あそこの兵隊がどこそこへ何  
ぼ移動したなんといふ、そんなことば  
かりに神經をとがらかして一生懸命  
やっているか、あるいはもう一つには、  
ユーロスラビアでも勅書をつけたか

ら、おれの方でも勲章をつけなければ  
うまくないからといって、勲章の大き  
さを見比べているパーティ族、これ  
だってなければならぬのだから、い  
いと思いますが、そのほかに技術関  
係、経済関係にうんとやっているとい  
うのは、聞いていると、いかにも頗も  
しいけれども、さっぱり実績があが  
てないよう思います。しかし、こ  
れは水かけ論でしょう。何言っている  
んだ、内容も知りもしないくせに。で  
は、お前、アフリカへ行って実際見た  
かと言われると、これはどうにもなり  
ません。なりませんけれども、われわ  
れの受ける印象としては、そういう点  
では外務省としては手抜かりであつ  
た。しかし、今度は一生懸命これから  
力を入れるんだ、入れるから、一つ協  
調協力局を作りたい、部から局に昇格  
したい、こういう言い分は、前のこと  
は前として、一応理解はできるわけで  
す。理解ができるが、さっぱりまた動  
かないで、パーテイ族や共産圏の軍事  
移動とか思想調査ばかりやるようでは  
はいかぬと思います。それで、ここに  
皆さんの方の定員増の要求が出ており  
ます。在外の人員を三十二名ふやすと  
いうふうに出ていているわけですが、この  
内容はどういうのですか。経済関係  
ですか、それともパーテイ族で一般行  
政を担任されるのですか、内容を  
ちょっとお知らせいただきたいと思ひ  
ます。

ざいます。ですから、三十二名在外公館としてはふえます。在外公館の機能がいろいろ複雑になつておりますから、いわゆる専門家の方々に来ていました。二十一名は、これは大部分が一般職でございますが、経済関係とか国際機関関係、あるいは情報関係、啓発関係、経済協力関係、電信、庶務、文書、こういったようなものでござります。

○石山委員 官房長の声がいともやさしいものですから、私みたいに耳の遠い者にはちょっと聞き取りにくいのですけれども、内容が大へんに複雑になつてきている、それから経済問題もたくさんあるので、そういうふうな技術官を主体にして在外の公務員をおふやしになるというのです。

○湯川政府委員 審議を見まして、非常に手不足というところにふやすわけです。具体的に申し上げれば、たとえばアメリカ大使館では査証関係が非常に足りない、それでふやす。あるいは國連関係では、会議が多いので書記官をふやす。また庶務の関係をふやす。あるいはニューヨークの総領事館、これは非常にお客様も多いし、文書や庶務が手薄であるから、こういった人をふやす。それからイギリスでは、情報関係のものを一人ふやすとか、ド

フランスでは経済関係の書記官、それからさつき経済協力で御説明したOECD関係のものを一人ふやすとか、ド

イツでは庶務関係をふやす。イタリアでは庶務関係をふやす。ジネーブでは国際会議が非常に多いので、そういう国

ざいます。庶務とか電信といふのも、結局常に手不足なので、啓発、経済開発関係を担当する者を一人ふやす。こういったふうに、それ非常に手薄なところを補充しております。また、他省からは通産省、大蔵省、労働省、防衛省、こういったところから、合わせて五名ふえるわけであります。

○石山委員 私、官房長の説明を聞いていますと、あなたが言われる通り、何か目的というよりも、手不足を補うという範囲を出ないようです。それで、外務省が変なやり方をするよりも、経済外交に主力を置いていただく方が、私たちも危険性も少ないだろうし、楽しいのです。経済外交を進めるという意図があるとすれば、やはり在外公館の内部充実ということが相当考えられてこなければならぬと思う。在

外公館の内部充実の中には、たとえば民間のいろいろな団体を支援していくというやり方もあると同時に、あるいは大蔵省、通産省等の協力方を得て、経済外交に特に重点を置きつつ、そういった外交機能の充実強化というための増員を考えているわけあります。

それから、ほかの省からの人、これは現在相当地いろいろな省から派遣されております。全体からいえば百名以上になるわけです。そのうち一番多いのが通産省の三十八名、大蔵省の二十一

名、農林省の十五名、運輸省の七名といつた工合に、全部で百十五名といつた数で、これは、いわゆるわれわれの間で、このように安心しているわけですが、防衛省の人たちが駐在しているわけですが、その国の軍事関係、あるいはその国の周辺の軍事関係を調査をしておりま

す。そこで、その任務を果たすということになつておられるかどうか。

○湯川政府委員 経済外交は、私どもとしても非常に重視しております。先

際機関関係の書記官をふやす。それからアフリカのガーナですが、これも非

常時に手不足なので、啓発、経済開発関係を担当する者を一人ふやす。こういったふうに、それ非常に手薄なところを補充しております。また、他

省からは通産省、大蔵省、労働省、防衛省、こういったところから、合わせて五名ふえるわけであります。

○石山委員 皆さんが今やつておられたアフリカのガーナですが、これも非

常時に手不足なので、啓発、経済開発関係を担当する者を一人ふやす。こう

いふうに、それ非常に手薄なところを補充しております。また、他

省からは通産省、大蔵省、労働省、防

衛省、こういったところから、合わせて五名ふえるわけであります。

○石山委員 私、官房長の説明を聞い

てますと、あなたが言われる通り、何か目的というよりも、手不足を補う

いう範囲を出ないようです。それ

で、外務省が変なやり方をするより

も、経済外交に主力を置いていただく

方が、私たちも危険性も少ないだろう

し、楽しいのです。経済外交を進める

という意図があるとすれば、やはり在外公館の内部充実ということが相当考

えられてこなければならぬと思う。在

外公館の内部充実の中には、たとえば

民間のいろいろな団体を支援していく

というやり方もあると同時に、あるい

は大蔵省、通産省等の協力方を得て、経

済外交に特に重点を置きつつ、そう

いった外交機能の充実強化というため

の増員を考えているわけあります。

それから、ほかの省からの人、これは

現在相当地いろいろな省から派遣されております。全体からいえば百名以上

になるわけです。そのうち一番多いのが通産省の三十八名、大蔵省の二十一

名、農林省の十五名、運輸省の七名とい

つた工合に、全部で百十五名といつた

数で、これは、いわゆるわれわれの

間で、このように安心しているわけ

ですが、防衛省の人たちが駐在して

いるわけですが、その国の軍事関係、あるいはその国の周辺の軍事関係を調査をしておりま

す。そこで、その任務を果たすことになつておられるかどうか。

○湯川政府委員 経済外交は、私ども

としても非常に重視しております。先

ほどいろいろ御説明申し上げました

が、庶務とか電信といふのも、結局、

常時に手不足なので、啓発、経済開発

関係を担当する者を一人ふやす。こう

いふうに、それ非常に手薄な

ところを補充しております。また、他

省からは通産省、大蔵省、労働省、防

衛省、こういったところから、合わせて五名ふえるわけであります。

○石山委員 私、官房長の説明を聞い

てますと、あなたが言われる通り、何か目的というよりも、手不足を補う

いう範囲を出ないようです。それ

で、外務省が変なやり方をするより

も、経済外交に主力を置いていただく

方が、私たちも危険性も少ないだろう

し、楽しいのです。経済外交を進める

という意図があるとすれば、やはり在外公館の内部充実ということが相当考

えられてこなければならぬと思う。在

外公館の内部充実の中には、たとえば

民間のいろいろな団体を支援していく

というやり方もあると同時に、あるい

は大蔵省、通産省等の協力方を得て、経

済外交に特に重点を置きつつ、そう

いった外交機能の充実強化というため

の増員を考えているわけあります。

それから、ほかの省からの人、これは

現在相当地いろいろな省から派遣されております。全体からいえば百名以上

になるわけです。そのうち一番多いのが通産省の三十八名、大蔵省の二十一

名、農林省の十五名、運輸省の七名とい

つた工合に、全部で百十五名といつた

数で、これは、いわゆるわれわれの

間で、このように安心しているわけ

ですが、防衛省の人たちが駐在して

いるわけですが、その国の軍事関係、あるいはその国の周辺の軍事関係を調査をしておりま

す。そこで、その任務を果たすことになつておられるかどうか。

○湯川政府委員 経済外交は、私ども

としても非常に重視しております。先

ほどいろいろ御説明申し上げました

が、庶務とか電信といふのも、結局、

常時に手不足なので、啓発、経済開発

関係を担当する者を一人ふやす。こう

いふうに、それ非常に手薄な

ところを補充しております。また、他

省からは通産省、大蔵省、労働省、防

衛省、こういったところから、合わせて五名ふえるわけであります。

○石山委員 私、官房長の説明を聞い

てますと、あなたが言われる通り、何か目的というよりも、手不足を補う

いう範囲を出ないようです。それ

で、外務省が変なやり方をするより

も、経済外交に主力を置いていただく

方が、私たちも危険性も少ないだろう

し、楽しいのです。経済外交を進める

という意図があるとすれば、やはり在外公館の内部充実ということが相当考

えられてこなければならぬと思う。在

外公館の内部充実の中には、たとえば

民間のいろいろな団体を支援していく

というやり方もあると同時に、あるい

は大蔵省、通産省等の協力方を得て、経

済外交に特に重点を置きつつ、そう

いった外交機能の充実強化というため

の増員を考えているわけあります。

それから、ほかの省からの人、これは

現在相当地いろいろな省から派遣されております。全体からいえば百名以上

になるわけです。そのうち一番多いのが通産省の三十八名、大蔵省の二十一

名、農林省の十五名、運輸省の七名とい

つた工合に、全部で百十五名といつた

数で、これは、いわゆるわれわれの

間で、このように安心しているわけ

ですが、防衛省の人たちが駐在して

いるわけですが、その国の軍事関係、あるいはその国の周辺の軍事関係を調査をしておりま

す。そこで、その任務を果たすことになつておられるかどうか。

○湯川政府委員 経済外交は、私ども

としても非常に重視しております。先

ほどいろいろ御説明申し上げました

が、庶務とか電信といふのも、結局、

常時に手不足なので、啓発、経済開発

関係を担当する者を一人ふやす。こう

いふうに、それ非常に手薄な

ところを補充しております。また、他

省からは通産省、大蔵省、労働省、防

衛省、こういったところから、合わせて五名ふえるわけであります。

○石山委員 私、官房長の説明を聞い

てますと、あなたが言われる通り、何か目的というよりも、手不足を補う

いう範囲を出ないようです。それ

で、外務省が変なやり方をするより

も、経済外交に主力を置いていただく

方が、私たちも危険性も少ないだろう

し、楽しいのです。経済外交を進める

という意図があるとすれば、やはり在外公館の内部充実ということが相当考

えられてこなければならぬと思う。在

外公館の内部充実の中には、たとえば

民間のいろいろな団体を支援していく

というやり方もあると同時に、あるい

は大蔵省、通産省等の協力方を得て、経

済外交に特に重点を置きつつ、そう

いった外交機能の充実強化というため

の増員を考えているわけあります。

それから、ほかの省からの人、これは

現在相当地いろいろな省から派遣されております。全体からいえば百名以上

になるわけです。そのうち一番多いのが通産省の三十八名、大蔵省の二十一

名、農林省の十五名、運輸省の七名とい

つた工合に、全部で百十五名といつた

数で、これは、いわゆるわれわれの

間で、このように安心しているわけ

ですが、防衛省の人たちが駐在して

いるわけですが、その国の軍事関係、あるいはその国の周辺の軍事関係を調査をしておりま

す。そこで、その任務を果たすことになつておられるかどうか。

○湯川政府委員 経済外交は、私ども

としても非常に重視しております。先

ほどいろいろ御説明申し上げました

が、庶務とか電信といふのも、結局、

常時に手不足なので、啓発、経済開発

関係を担当する者を一人ふやす。こう

いふうに、それ非常に手薄な

ところを補充しております。また、他

省からは通産省、大蔵省、労働省、防

衛省、こういったところから、合わせて五名ふえるわけであります。

○石山委員 私、官房長の説明を聞い

てますと、あなたが言われる通り、何か目的というよりも、手不足を補う

いう範囲を出ないようです。それ

で、外務省が変なやり方をするより

も、経済外交に主力を置いていただく

方が、私たちも危険性も少ないだろう

し、楽しいのです。経済外交を進める

という意図があるとすれば、やはり在外公館の内部充実ということが相当考

えられてこなければならぬと思う。在

外公館の内部充実の中には、たとえば

民間のいろいろな団体を支援していく

というやり方もあると同時に、あるい

は大蔵省、通産省等の協力方を得て、経

済外交に特に重点を置きつつ、そう

いった外交機能の充実強化というため

の増員を考えているわけあります。

それから、ほかの省からの人、これは

現在相当地いろいろな省から派遣されております。全体からいえば百名以上

になるわけです。そのうち一番多いのが通産省の三十八名、大蔵省の二十一

名、農林省の十五名、運輸省の七名とい

つた工合に、全部で百十五名といつた

数で、これは、いわゆるわれわれの

間で、このように安心しているわけ

ですが、防衛省の人たちが駐在して

いるわけですが、その国の軍事関係、あるいはその国の周辺の軍事関係を調査をしておりま

す。そこで、その任務を果たすことになつておられるかどうか。

○湯川政府委員 経済外交は、私ども

としても非常に重視しております。先

ほどいろいろ御説明申し上げました

が、庶務とか電信といふのも、結局、

常時に手不足なので、啓発、経済開発

関係を担当する者を一人ふやす。こう

いふうに、それ非常に手薄な

ところを補充しております。また、他

省からは通産省、大蔵省、労働省、防

衛省、こういったところから、合わせて五名ふえるわけであります。

○石山委員 私、官房長の説明を聞い

てますと、あなたが言われる通り、何か目的というよりも、手不足を補う

いう範囲を出ないようです。それ

で、外務省が変なやり方をするより

も、経済外交に主力を置いていただく

方が、私たちも危険性も少ないだろう

「そういうことも一つ知りたいのです。それからもう一つは、低開発国等の問題で、アジアの経済協力機構について、もう少し説明していただきたい。官房長の説明は聞きましたけれども、ちょっと何だか物足りないのです。おそらくこれは、むずかしいというふうに言われて、問題がまだ中間にいるようです。あなたの答弁もちょっとあれだと思います。しかし、皆さんの方で経済協力局というものをお作りになる意欲の中には、東南アジアの貿易とか低開發国等の開発という構想が少なからずあると思いますので、それをやはり説明していただきたいと思う。これは秘密事項というなら、私は何も聞けませんよ。そうでないと思うから、この次に……。

それからもう一つ、通産省の方でございますが、輸出区域で表を作っていてのがございます。そのうちで目につくところは、東アジア、東南アジア、西アジアと小さく大ざっぱに書いてアジア州、これに一九五二年では五一・六%、総額の半分の輸出をしているわけです。それが一九五九年は三三・七%、一九六〇年は三七%というふうに、三〇%台まで下がってしまったということですね。これは一体どこに原因があるのか。この原因と、ビルマ、タイあるいは韓国等を含めて、今日本が賠償を払うというのは、この輸出貿易の額が下がったことを補うための苦肉の策だと見られない節もないではないわけです。まず下がった原因は一体何だろうということを、この次に御説明いただきます。アメリカではいろいろな問題が起きて、なかなかアメリカへの貿易額はこれからふえないだろう

というふうな予測もござります。そうした場合、千九百五十何年かにアジアが日本の輸出の五〇%近く占めていたのですが、この対照をどういう格好で生かしていくか、これがやはり当面の貿易の大きな課題だと思います。この点を一つお知らせ願いたい。

それと同時に、余力がありましたなれば、ヨーロッパ共同市場との対応の問題。アメリカのこととは、新聞、ラジオで教えられているから、皆さんの方からお聞きしないでも大体わかりますが、アジアで目立つて貿易額が低落をたどったことに対する対応策をお示し願いたい。

それから外務省の方にお聞きしておきたい。これは一部の雑誌と新聞しか出ていないようですが、韓国に対する民間の経済開発が非常に進んでいるように書いているのです。これに対しても、外務省も通産省もあまり関知しないのだ。しないというならばしないでよろしいですが、こういうふうな傾向で動いているんだということをば、皆さんの、特に外務省の場合は情報網が発達しているわけですから、その情報網から受け取った問題として、一つ御説明をいただきたいと思います。韓国の経済問題ですよ。これは、私じやわらにしても、こういうふうな、民間が非常に動いていらっしゃることに対して、保税加工調査団とか、それからもう一つ何かあつたわけですが、いずれにしても、こういうふうな、民間が非常に動いていらっしゃることに対して、外務省は知っているのか知らないのか、知っているならば、どういうような状態で動いていらっしゃるのか、これは将来伸びる可能性が内蔵してい

これは、私は、賠償問題とは別にして援助を与える態勢にあるのかどうか、承りたいと思います。

○湯川政府委員 ただいまのいろいろなこれから御質問の中で、アジア経済協力機構の問題、これは国連の専門機関のエカフエが関係しております。ちょうど高橋国連局長が見えておりますから、それを御説明いたします。

○高橋(慶)政府委員 簡単にアジア経済協力機構の御説明をいたします。

これは、すでに新聞にも報道されておりますように、エカフエと申します国連のアジア地域経済委員会で、從来、アジア地域の域内の諸国の貿易をもつと拡大し、あるいは経済協力をやろうということがたびたび議論に上りまして、一昨年のエカフエの総会でこの趣旨の決議ができました。この決議に基づきまして、昨年の初めに、貿易委員会と出た三人の専門家、いわゆる三人委員会と申します委員会を作りまして、この委員会に報告書の提出を求められたわけであります。日本からは経済企画庁の大来局長が個人の資格で参加しています。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

この三人の委員会の報告が、昨年の暮れにエカフエの事務局長に提出されまして、そうしてその中に、いろいろ今後のアジアの経済協力のあり方、可能性というようなものを報告をいたしました。その一つには、アジア経済協

力機構というようなものを作つたらどうかといふような不思議がござります。これに基づきまして、エカフエのウー・ニーン事務局長から、それではまずエカフエのワク内で経済協力機構を作つたらどうかといふ案を各国民政府に送つて参りまして、そうして意見を求めておるわけであります。この三人委員会の報告書あるいは共同宣言のテキストも、エカフエの方で現に域内諸国限りということでありますので、まだ全文発表する段階でございませんが、いずれも一昨年のエカフエ総会の決議をもとにしてそうして、その域内協力をうたつた機構を作ろう。しかし、実際問題といたしまして、それではどういう機構を作つて、具体的にどういうようなことをするかということについては、一昨年の決議の目標と同じ一応の抽象的なものを掲げてあるだけで、具体的にはまだ何らきまつております。機構を作るかどうかといふことも、あるいは機構を作る前に一度関係国が集まつて会議を開いたらどうか、その会議も、関僚レベルの会議を開いたらどうか、あるいは事務レベルでまず会議を開きまして、そして関僚レベルの会議を開いて、そこで十分議論して、そういうようなことが、一体協力機構を作つてできるかどうか、十分検討した上できめたらどうかといふような意見も出ております。いずれにいたしましても、現在アジアの地域諸国と、このエカフエ事務局長の提唱に対してどういう態度をとるかということをお互いに相談もいたしております。そして、そういう各国の動向も考慮いたしまして、最終的に日本の態度というものが近く閣議決定されることになる

○石山委員 アジア州の開発あるいは貿易の伸展というのは、アジア経済協力機構が活用される部面が多いような気がします。しかし、私、ラジオでも聞きましたし、この刊行物なりあるいは雑誌なんかを見ましても、関係国が乗り気でないという言葉が随所に聞かれるわけです。しかし、どことこの国がこういう理由で乗り気でないという出所がはつきりしておりません。概括的に乗り気でないということを言っているわけです。ですから、この点も、この次に、どこの国ではこういう事柄がネックになって、どうも乗り気でないのだということを御説明いただきたい。私は率直に言えば、乗り気でないという陰には、わが国に対する不信感みたいなもの、あるいはわが国の経済に対する不安感と言つてもいいと思うが、國威に関する問題とするならば、いずれにしても乗り気でないというところに問題があると思う。この乗り気でないということを少しくわれわれはやはり究明して、乗気あらしめるようにしなければ、幾ら借款制度を設けてみても、これは活用されないでしまうのではないかと思います。そういう点をこの次に……。

○中島委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる十五日午前十時理事会、十時半委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

内閣委員会議録第四号中止誤

八五 限席 退席  
八五  
二四 元状況でありますので  
四五 ませますので  
四五 二〇ども継続性  
四五 二〇ども継続性  
八五 が 性が

昭和三十七年二月十六日印刷

昭和三十七年二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局